

成蹊大学櫛祭本部罰則施行細則

成蹊大学櫛祭本部
2017年度(第56回)

第1章

総則

第2章 酒・泥酔者第3章

喧嘩

第4章 学園周辺における駐車違反

第5章 時間制限第6章 物品

第7章 展示参加第8章

模擬店参加

第9章 展示・模擬店両方参加第10章

その他

第1章

総則

- 1 当細則は、成蹊大学櫛祭本部規約（以下規約）を補足するものとする。
- 2 櫛祭に参加する全ての団体は、与えられた場所に対しあらゆる責任を負うものとする。
これは以下の全ての項目に優先する。

第2章 酒・泥酔者

- 1 泥酔者に対し救急車などが必要とされる場合(暴力事件・意識不明・体調不良等)、その泥酔者の所属団体には本祭期間中
次の罰則を課すものとする。
 - 1) 準備日の場合 本祭 2日間の活動停止
 - 2) 初日の場合 2日目の活動停止また、その泥酔者の所属団体には次年度の櫛祭参加を認めないものとする。
- 2 本祭期間中、学園内において櫛祭本部が指定した酒類以外のビール・発泡酒及びこれらに準じるその他のビールテイスト飲料を飲んだり販売・持ち込みをした場合、今年度の本祭活動を停止する等の処置をとるものとする。
 - 3 アルコールパスポートをつけていない者への酒類の販売を認めない。また、アルコールパスポートをつけていない者へ酒類を販売した場合、処罰の対象となる。

第3章 喧嘩

- 1 喧嘩の当事者が櫛祭参加団体に所属する者である場合、その者の所属する団体には翌日以降の活動は認めない。また、次年度の櫛祭参加も認めないこととする。
- 2 喧嘩の当事者が櫛祭に参加していない団体の所属者の場合、その団体には次年度の櫛祭参加を認めないこととする。

第4章 学園周辺における駐車違反

- 1 駐車違反の車があった場合にはレッカー移動などの処置をとることがある。
- 2 駐車違反の様態が甚だしい場合（例 近隣住民より苦情などが再三にわたる場合、3時間以上同じ場所への駐車の場合等）違反車両の持ち主に何らかの罰則を課すことがある。

第5章 時間制限

- 1 参加団体は、模擬店営業時間及び音出し時間、退出時間の21時を必ず守らなければならない。
- 2 本部の注意があつたにもかかわらず、音出し可能時間を守らない団体については翌年の櫛祭参加を認めないものとする。
- 3 音出しの時刻は、屋外は16時30分、屋内は20時までとする。

第6章 物品

- 1 物品などを破壊した場合には、自らの責任において相当金額の弁償を課す。

第7章 展示参加

- 1 規約第四十六条にある決算報告を提出しなかった団体は、展示援助金を受け取ることは出来ないこととする。
- 2 罰則施行が必要と認められた団体は次年度の櫛祭参加を含め本部で検討の上、その旨を当該団体に連絡する。

第8章 模擬店参加

- 1 規約第三十九条により2団体以上で模擬店の共同営業を行う団体を含め同四十条が守られなかった場合、以下の罰則を課すものとする。
 - 1) 模擬店の即時営業停止
 - 2) 全当該団体の次年度の櫛祭参加禁止
- 2 規約第五十条による決算報告提出の要求に対し、これを行わなかった団体は、次年度の模擬店参加を認めないこととする。
- 3 罰則施行が必要と認められた団体は次年度の櫛祭参加を含め本部で検討の上、その旨

を当該団体に連絡する。

第9章 展示・模擬店両方参加

- 1 展示・模擬店両方に参加する団体に対して罰則施行が必要と認められた場合、次年度の櫓祭参加を含め本部で検討の上、その旨を当該団体に連絡する。

第10章 その他

- 1 上記以外のもので特に罰則の適用が必要と認められる場合、本部で検討の上、その旨を当該団体に連絡する。
- 2 その他、総責任者会議において配布された資料の中に発表された罰則規定についても、当細則と同様の拘束力を持つものとする。

以上

以下補足

『成蹊大学櫓祭本部罰則施行細則』

制定日：不 明

■改正年月日

第56回(委員長：神 幸弥) 平成二十九年四月七日